

平成30年度 第8期 群馬県知事指定
福祉用具専門相談員指定講習会

受講の手引き

～当講習会受講に際し、大切な事項が掲載されています。必ずよくお読みください～



社会福祉法人ほたか会 介護研修センター

○福祉用具専門相談員とは

福祉用具専門相談員とは介護・福祉・医療に関する幅広い専門知識と技術を身につけた、福祉用具のアドバイザーです。

要介護者や障がい者に対して、福祉用具を貸し出したり、販売をするときに、利用者との密なコミュニケーションをもとに、そのニーズに合った福祉用具の選び方や使用方法を適切にアドバイスします。

介護保険制度においては、福祉用具貸与および購入が保険給付の対象となっているため、指定居宅サービスとしての福祉用具の貸与等の事業を行う際には、サービスの適正な運営ができるよう各事業所に福祉用具専門相談員等の有資格者を必ず2名以上配置しなければなりません。

社会福祉法人ほたか会・介護研修センターでは、この『福祉用具専門相談員』として業務に就くために必要な講習会を群馬県知事の指定を受けて開催いたします。

当講習会の目的として、福祉用具を必要とする利用者に対して、福祉用具選定のための援助、機能等の点検、使用方法の指導、適合状況の確認等に必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談員の養成を図ることを目的としています。

○福祉用具専門相談員の仕事

福祉用具専門相談員は、介護を受ける側と、介護する側の双方を理解し、病状や障がいの度合いを適切に見極めて、福祉用具の選定や使い方をアドバイスできる専門家として、以下の役割があります。

福祉用具の利用に関する相談

利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等をアセスメントし、福祉用具の選定や使用などについて専門的知識に基づき相談に応じます。

福祉用具に関する情報提供・説明

利用者に対して、パンフレットやカタログなどの文書を用い、福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する十分な情報提供を行い、十分に説明して個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。

福祉用具の点検

貸与する福祉用具について、機能、安全性、衛生状態等についての点検を行います。

福祉用具の調整

利用者の身体の状況に応じて福祉用具の調整を行います。

福祉用具の修理

利用者からの要請に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は修理を行います。

使用方法の指導

貸与する福祉用具の使用方法、使用上の留意点、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。

今後のさらなる高齢化の進展と在宅福祉の推進に伴い、福祉用具の活用は今後さらに重要なものとなってきます。福祉用具専門相談員は、このような社会的ニーズに応える役割を担っています。

○当講習会の開催期日

今回の講習会の期日は次の8日間となります。

第1日目	平成31年 2月19日(火)	9:00~16:50
第2日目	平成31年 2月22日(金)	9:00~16:10
第3日目	平成31年 2月26日(火)	9:00~16:00
第4日目	平成31年 3月1日(金)	9:00~17:00
第5日目	平成31年 3月5日(火)	9:00~16:10
第6日目	平成31年 3月8日(金)	9:00~17:00
第7日目	平成31年 3月12日(火)	9:00~17:00
第8日目	平成31年 3月15日(金)	9:00~16:30

○当講習会の課程（カリキュラム）

・教科別履修時間数

区分	教科名	時間数
講義	福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間（120分）
講義	介護保険制度に関する基礎知識	4時間（240分）
講義	高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16時間（960分）
講義・演習	個別の福祉用具に関する知識・技術	16時間（960分）
講義	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	7時間（420分）
演習	福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5時間（300分）
合 計		50時間（3000分）

	時間	教科名	時間数
2 月 19 日 (火)	9:00～9:30	開講式・オリエンテーション	—
	9:30～10:30	講義：【福祉用具の役割】	60分
	10:30～10:40	休憩	—
	10:40～11:40	講義：【福祉用具専門相談員の役割と職業倫理】	60分
	11:40～12:40	休憩	—
	12:40～14:40	講義：【介護保険制度等の考え方と仕組み】	120分
	14:40～14:50	休憩	—
	14:50～16:50	講義：【介護サービスにおける視点】	120分

	時間	教科名	時間数
2 月 22 日 (金)	9:00～10:30	講義：【からだところの理解】	90分
	10:30～10:40	休憩	—
	10:40～12:10	講義：【からだところの理解】	90分
	12:10～13:00	休憩	—
	13:00～14:30	講義：【からだところの理解】	90分
	14:30～14:40	休憩	—
	14:40～16:10	講義：【からだところの理解】	90分

	時間	教科名	時間数
2 月 26 日 (火)	9:00～11:00	講義：【リハビリテーション】	120分
	11:00～11:10	休憩	—
	11:10～13:10	講義：【住環境と住宅改修】	120分
	13:10～14:00	休憩	—
	14:00～16:00	講義：【高齢者の日常生活の理解】	120分

	時間	教科名	時間数
3 月 1 日 (金)	9:00~10:30	講義：【福祉用具の特徴】	90分
	10:30~10:40	休憩	—
	10:40~12:10	講義：【福祉用具の特徴】	90分
	12:10~12:50	休憩	—
	12:50~14:50	講義：【福祉用具の特徴】	120分
	14:50~15:00	休憩	—
	15:00~17:00	講義：【福祉用具の特徴】	120分

	時間	教科名	時間数
3 月 5 日 (火)	9:00~10:00	講義：【福祉用具の特徴】	60分
	10:00~10:10	休憩	—
	10:10~12:10	演習：【福祉用具の活用】	120分
	12:10~13:00	休憩	—
	13:00~14:30	演習：【福祉用具の活用】	90分
	14:30~14:40	休憩	—
	14:40~16:10	演習：【福祉用具の活用】	90分

	時間	教科名	時間数
3 月 8 日 (金)	9:00~10:30	演習：【福祉用具の活用】	90分
	10:30~10:40	休憩	—
	10:40~12:10	演習：【福祉用具の活用】	90分
	12:10~12:50	休憩	—
	12:50~14:50	講義：【介護技術】	120分
	14:50~15:00	休憩	—
	15:00~17:00	講義：【介護技術】	120分

	時間	教科名	時間数
3 月 12 日 (火)	9:00~11:00	講義：【福祉用具供給の仕組み】	120分
	11:00~11:10	休憩	—
	11:10~12:10	講義：【福祉用具貸与計画等の意義と活用】	60分
	12:10~12:50	休憩	—
	12:50~14:50	講義：【福祉用具貸与計画等の意義と活用】	120分
	14:50~15:00	休憩	—
	15:00~17:00	講義：【福祉用具貸与計画等の意義と活用】	120分

	時間	教科名	時間数
3 月 15 日 (金)	9:00～10:30	演習：【福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成】	90分
	10:30～10:40	休憩	—
	10:40～12:10	演習：【福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成】	90分
	12:10～13:00	休憩	—
	13:00～15:00	演習：【福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画の作成】	120分
	15:00～15:30	休憩	—
	15:30～16:30	筆記試験	60分

○受講料及び修了評価不合格に伴う補講料(筆記試験再試験料含む)について

・受講料 27,000円 (テキスト代、消費税2,000円を含む)

※テキストは当日配布致します。

- * 講習期間中の昼食代・会場までの受講者の交通費および宿泊代は含まれません。
- * 受講開始前7日以内にキャンセルのお申し出があった場合受講料の半額13,500円頂戴いたします。受講開始後においてのご返金はいたしません。
- * 筆記試験が不合格で、**補講を行う場合(筆記試験再試験料含む)2,160円(消費税160円含む)**お支払いいただきます。

○開講初日について・受講にあたって

- (1) 日 時 ○平成31年2月19日(火) 午前9時00分～午後4時50分
9:00～ 9:30 開講式・オリエンテーション
9:30～ 講義開始
- (2) 場 所 社会福祉法人ほたか会 介護研修センター 2階研修室
〒371-0034 前橋市昭和町三丁目12番21号 ☎ 027-212-5020
(場所、駐車場については、別紙地図を参照してください)
- (3) 持ち物 印鑑・筆記用具・上履き・受講の手引き(本書)・お弁当(お弁当の注文できます)
※お弁当を注文する場合には、朝、申込書に押印(署名)をして下さい。
お弁当代410円は昼食時、お弁当と引き換えでお支払いください。
(注) 受講中は、駐車場が縦列駐車している為、昼休み等に車での外出ができません。
出来るだけ朝のうちに用意してください。
- (4) 提出物 写真3枚(研修センター用1枚、修了証明書添付用2枚)サイズ縦3cm×横2cm
サイズは免許証用(スナップ写真は控えてください)なお、写真の裏側に3枚とも氏名を
記入してください。
(注) 個人情報に関する誓約書の提出をお願い致します。(開講初日にお渡しします)
- (5) 服 装 6日目介護技術の講義では、活動しやすい服装、履物でお越しください。
(例: 上下ジャージ・スニーカー等)

○出席について

- (1)受講生は、受講日の定刻10分前までには着席するようにしてください。
- (2)机の上に各自ネームプレートが用意してありますので、必ず胸につけて研修に臨んでください。

○補講について

欠席・遅刻・早退は原則として認めません。必ずすべての講義を受講してください。
やむを得ず欠席・または遅刻・早退をする場合には、必ず事前に事務局に連絡してください。

欠席・遅刻・早退した講義につきましては、後日補講を受けていただきます。

(遅刻、早退も補講の対象となる場合があります。)

- ・講義・演習(その補講を含む)の全てを履修しない限り、修了証の交付は受けられません。
- ・講義・演習(その補講を含む)を1年以内において全日程を終了しなければ修了者として認められません。

(※)全科目の修了時に認定基準の区分に基づき、筆記試験を行い、学習した知識を習得しているかどうかを合格・不合格の2区分で評価し、合格に達した受講者を修了者と認定いたします。

- ・所定の研修を全て修了した場合に限り、A4サイズの『修了証明書』と、携帯用(名刺サイズ)の『修了証明書』の2種類を交付いたします。

○守秘義務

当法人では、皆様の個人的な情報を講習中並びに修了後についても他へ漏らすことの無いよう、守秘義務を徹底いたします。

○その他受講中の注意点

- ・研修会場内は全面禁煙とさせていただきます。(所定された場所での喫煙をお願い致します)
- ・研修受講中の金銭や貴重品の管理、紛失や、駐車場内の事故に関しては、当センターは一切の責任を負いませんので、ご了承ください。(貴重品一時保管室も設置しております)
- ・他受講者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」や、他受講者への迷惑行為は禁止とさせていただきます。
- ・その他の注意事項に関しては、当センター長が別に定めさせていただきます。
- ・当研修センターは、AM8:30に開錠致します。

○災害時情報および緊急時連絡先について

※大雪や台風などによる災害時、固定電話が一部不通になることに備え、研修実施情報や緊急時連絡先を当法人ホームページにて掲載いたしますので、ご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.hotakakai.or.jp> または「社会福祉法人ほたか会」を検索

○お問い合わせ先



社会福祉法人ほたか会 介護研修センター

TEL (027) 212-5020

〒371-0034 前橋市昭和町三丁目12番21号 FAX (027)212-5562

受付時間 (月曜日～金曜日) 9:00～17:00